

令和2年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年3月13日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和2年3月13日（午前9時00分）

出席議員	1番 大西 徹	2番 大野 原徳	3番 中西 久博
	4番 長谷川多一	5番 貞森 義和	6番 若宮 淳也
	7番 西井 仁司	8番 舟瀬 勝	9番 濱岡 裕之
	10番 牧 幸作	11番 中森 慰	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	福祉保健課長	岡田 美和
副 町 長	西岡 一義	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	中西 章	産業振興課長	作野 和幸
防災環境課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
まちづくり推進課長	山下 喜市	会計管理者兼出納室長	中井 均
税 務 課 長	森井 裕	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	中井 宏明	教育委員会事務局長	中川美知彦

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	阪口 昇吾
書 記	倉田 晃旗	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 6番 若宮 淳也 議員
 2. 1番 大西 徹 議員
 3. 4番 長谷川多一 議員
- 日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第20号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第20号）
- 日程第5 度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理補充員の選挙
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号）
- 追加日程第3 質疑（発議第1号）

追加日程第4 討論（発議第1号）

追加日程第5 採決（発議第1号）

上程議案

- | | | |
|--------|---|-------------------------|
| 議案第1号 | 令和2年度 | 度会町一般会計予算 |
| 議案第2号 | 令和2年度 | 度会町国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第3号 | 令和2年度 | 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第4号 | 令和2年度 | 度会町介護保険特別会計予算 |
| 議案第5号 | 令和2年度 | 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算 |
| 議案第6号 | 令和2年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第7号 | 令和2年度 | 度会町水道事業会計予算 |
| 議案第8号 | 令和元年度 | 度会町一般会計補正予算（第4号） |
| 議案第9号 | 令和元年度 | 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第10号 | 令和元年度 | 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第11号 | 令和元年度 | 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第12号 | 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について | |
| 議案第13号 | 度会町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第14号 | 度会町監査の執行に関する条例等の一部を改正する条例について | |
| 議案第15号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について | |
| 議案第16号 | 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第17号 | 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第18号 | 度会町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第19号 | 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 議案第20号 | 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について | |
| 発議第1号 | 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について | |

◎開会の宣告

（9時15分）

○議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和2年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

6番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） おはようございます。6番議員、若宮淳也でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

さて、この3月議会は当初予算の審議ということで、町長におかれましても、いよいよみずからの公約の実現も含めて、本格的に稼働する大切な議会であります。

一方で、度会町は少子高齢化、人口減少が深刻になってきている状況を踏まえ、こういった根本問題を克服していくことが求められております。

また、最近では新型コロナウイルス感染症の感染が全国的、そして、世界的に広がり、度会町でも町民の安全と安心を守るための取り組みが求められているところでございます。この難局を乗り切って、住みよいまちにしていかなければなりませんし、町や議会の果たす役割はますます大きくなってきます。そういったことをしっかりと認識しながら、本日の質問に挑みたいと思います。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症につきまして、去年の12月に中国の武漢市で感染が確認されてから、日に日にその感染が拡大し、日本でも各県に感染者が確認され、現在、きのうの時点ですけれども、全国では約670人、そして、三重県で7人の感染者が確認されておるところでございます。

ちなみに、報道が余りされていないといわれる意見もございますけれども、回復者は約110人でございます。この事態の深刻さを受けて、2月27日に日本政府は全国の小・中学校に対して、3月2日から臨時休業を要請しました。突然の要請に現場の対応も大変だったと思いますが、度会町の小・中学校も要請どおり臨時休業となっております。このことにより、各種イベントやクラブ活動等も行わない状況であるので、子供たちの学びといった視点での不安や、子供を家に残して働きに出れないといった保護者の声をたくさん伺います。

現在、学童保育などで子供たちの受け入れを行っていただいておりますけれども、それにも小学校3年生までという制限がございますし、休業が終わるまでまだまだ日にちがあるわけで、この状況が長期化すれば、現在、子供たちを家で待機させたりしている家族の負担がふえてくるはずなので、考えていかなければならないことだと思います。どこかで、その負担軽減もしていく必要があるというふうに考えて

おります。

現在の報道を見ておりますと、毎日のように感染者がふえ続けている状況でありまして、決して楽観視できない状況で、長期化も予測されます。世界的な感染拡大もあって、子供たちの親だけではなくて、町民全体に不安が広がりつつあります。町が適切な対応を行い、町民の不安を解消していくための取り組みが、日に日に求められてくる状況でございます。今の状況だけではなく、将来、この新型コロナウイルス感染症の拡大。そして、それに伴う子供たちの親や家族の不安や負担が高まってくることも想定して対応に当たらなければならないと思います。

学童保育に話を戻しますと、この後、春休みもありまして、ずっと御両親や御家族の方々が子供たちから目が離せないという状況が続くことになれば、子供たちもストレスがたまると思いますし、それ以上に、親や家族のストレスは相当なものと考えております。そうなれば、当然、学童保育に子供を預けたいというニーズが、今よりもふえる可能性が出てきます。

現在、三重県は自宅で過ごすことが難しい家庭の児童らを、学校で受け入れることを29市町のうち18市町が明らかにしております。学校で受け入れない11市町は、学童保育の受け入れか、自宅に対応することになります。度会町の学校の受け入れの是非も、今後考えていかなければならないと思いますし、受け入れしないのであれば、学童保育に多くの役割を担ってもらわざるを得ません。そういったことも想定して、学童保育の受入態勢を強化していく必要があるのではないかと考えます。

そして、学童保育などの多くの子供たちが学童保育に集まるわけですから、人が集まれば、当然、感染のリスクが高まり、感染を心配する御家族もいると思います。感染者を度会町から絶対に出してはならないと、それを根本的に学童保育での予防策の徹底と、今の間に施設全体の消毒等を行うべきだと思います。

また、消毒液の十分な設置や空気清浄器の設置も求められるかと思えます。こういったことも受入態勢の強化の一つといえると思います。一言に体制の強化といいますが、さまざまな視点が必要になってきますし、町の姿勢が問われると思います。

以上のことから、児童の受入態勢の強化について、町のお考えをお伺いしたいと思います。

また、自宅で待機するにしましても、学童保育に行くにしても、これまでは給食があったわけですが、今回の休業により給食がなくなるので、そういった経済負担も家族に発生しているところがございます。こういった経済負担を軽減するためにも、度会町独自の支援策も考えていく必要があると思いますが、そのことについてもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月以降、急速な勢いで世界に広まっており、日本国内でも感染が多数確認され、「緊急事態宣言」について審議されるなど、また、WHOにおいても世界的な流行、パンデミックと表現できると表明するなど、地域を取り巻く環境は、刻一刻と変化をしております。

度会町におきましても情報提供、周知、また、庁内及び関係機関との連携体制のため、新型コロナウイルス感染症対策会議を発足させたところでございます。

このことにつきましては、去る2月27日の首相による臨時休校要請の後、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から文書が発出されており、それらを踏まえまして、市町の実情に応じた範囲において、関係部局連携の上、対応について協力依頼がございましたが、本町におきましては、この文書発出を待たずして要請の翌朝に、関係課を招集した庁内緊急会議を速やかに開き、町としての方向性とさまざまな対応策の協議をいたしたところでございます。

まず、小・中学校に対する臨時休校の要請に対しましては、既に、御承知のとおり、外出を控える自宅学習を基本とした臨時休校期間を3月2日から24日までとし、その期間における放課後児童クラブにつきましては、現在登録済みの児童に対する臨時的措置として、新型コロナウイルスの感染予防に留意しつつ、受入時間を朝からに前倒しするなど調整をし、利用ニーズへの対応を、休校初日から開始をいたしました。

今回の質問にあります学びについての不安につきましては、教員による家庭訪問等により学習課題を配布し、自宅自習ができるような環境づくりを講じております。

また、さらなる受入態勢の強化につきましては、放課後児童クラブの開設をするに当たり、まずは想定を超える利用希望者となった場合の受入態勢を構築するため、教育委員会事務局との連携により学校施設の開放、学習支援員の応援についての調整をするなど、直ちに強化できる受入態勢を構築するとともに、保育所を含む施設利用者に対しましては、事前の健康状態のチェックと予防対策の強化の徹底に努めております。

児童クラブにつきましては、現在、登録者数が70数名であります。

また、基準の一人当たりの1.65平方メートルで計算をしますと約100名が利用できますが、安全を考慮して現在定員を50名といたしております。

施設の利用実績につきましては、一日当たり平均20名程度で、いつもの児童クラブと変わらないということです。通常の平常時と変わらない状況にあります。想定しますその要因は、この臨時休校期間は自宅学習を基本としていることへの理解に加え、感染リスクを考慮し、多人数が集う場所を極力避けたいという保護者からの

意見も伺っております。

現在のところは、放課後児童クラブの利用に対する苦情や御要望はほとんどない状況にあります。今後、可能な限り柔軟な対応に徹したいと考えております。

また、このことは、小学校の全保護者に対するメールシステムにより、既にお伝えをしているところでございます。

今後におきましても、町民の皆様方の生命と健康を守ることを最優先に、緊張感をもって、必要な対策を速やかに実行するなど、感染拡大防止に全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解と御協力を、節に、お願いいたします。若宮議員さんの答弁とさせていただきます。

つまり、まだあいておりますので、ぜひ度会町の住民生活課のほうにお問い合わせをいただいたら、登録をしていただかなければいけません。十分用意はしていると、そういうことでございますので、御協力お願いいたします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 受け入れの態勢のほうの強化と連携をとってされているところですが、この新型コロナウイルス感染症の問題につきましては、もう本当に先行きが見えないと、長期化が予想されるということになっており、現在の学童保育の体制では対応できない事態も出てくるかもしれません。そういう意味での受け入れの態勢の強化を、今のうちに図っておかなければならないということになると思います。

また、学童保育の現場の方たちにも大きな負担が生じるわけですから、現場への人的なサポートも含めて、さまざまな視点から検討をいただいて、態勢の強化をお願いしたいと思います。

加えて、学童保育だけではなく、感染者をこの度会町に絶対に出さないという覚悟が、町に求められます。特に、度会町におきましては、高齢化が進んでおりますので、ひとたび感染者が出て、感染が広がるということとなれば、お年寄りが命の危険にさらされます。そういう意味では、学童保育を含め、町民が集まる場所での集団感染などを防ぐためにも、公共施設全体に消毒などすべきだと思いますし、また、消毒液や空気清浄器などの設置についても、この際、徹底すべきだと思います。この点につきましても、町長の緊張ある対応をお願いしたいと思います。

ただ、一点、お聞きしたいと思いますけれども、現在、休校としております小学校、そして中学校におきまして、玄関をはじめドアノブとか、そういったところの消毒というのはされているのかどうか。

そして、マスク、アルコール、消毒液などというのは予備といたしますか。そういう完備はされているのか。

また、加湿器などの設置はしたほうがいいのかどうか。その辺どういう考えをお持ちいただいているのかだけ、お聞きしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 今、町長から御指名いただきましたのでかわって、御回答させていただきたいと思います。

まず、学校の消毒関係につきましては、もうこのコロナウイルスが蔓延をしてくる段階から、子供たちに目立たないところで用務員さんを中心に日ごろからアルコールでふき取るという作業は、もう既に行っておりまして、教職員全員で協力しながら消毒のふき取るということは、やっております。

今は、子供たちが休業中でございますので、学習支援員も含めて全職員で学校全体の清掃活動を、このチャンスとばかりにやっているとございまして、御報告をさせていただきます。

子供たちの生活につきましては、家庭訪問や、あるいは電話連絡で随時、情報を得ながら、本当に日ごとに変わるこの状況に対して、何とか万全を期した対応をしていきたいと考えておりますので、また、御指導のほどをよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 町長にかわりまして、教育長からの意見ありがとうございます。

町長といたしましても、加湿器とか、あと空気清浄器、そういった部分の対応というの、今後、本来ならばインフルエンザのA型とか、B型というのが、今、この時期に蔓延したり、あと、また花粉症というふうな形にもありますけれども、本当にこの先考えると、やはり加湿器とか、空気清浄器とかいうのは、必ず必要だと思いますし、また、マスクや消毒液等、未然に防ぐという意味では、必ず設置しておかなければならないことだと思います。

先般、三重県では備蓄マスクを高齢者施設、障がい者支援施設、放課後児童クラブなどに配布することを決定しました。デマによるトイレトーパー騒ぎもありましたように、このあたり町民も非常に過敏になっております。そういった心配はできるだけ取り除くという意味で、マスクや消毒液などの支給も行っていいのではないかと、このように考えます。

いずれにしましても、感染力の高いウイルスであるので、緊張感をもって万全の態勢をとっていただきたいとお願い申し上げ、日ごろ、日に日にいろいろと状況が変わってくる今回のこのケースでありますので、もう少しいろいろと聞きたいところはありますけれども、時間の関係もございまして、次の質問へと入らせて

いただきます。

度会町の公共交通について、質問させていただきたいと思います。

この公共交通につきましては、以前も議会で質問させていただいておりますけれども、高齢者の移動の自由を確保するという視点から、度会町のバスも含めた公共交通のあり方は、とても大切であります。

また、町外への通学・通勤という視点からも大切です。さまざまな視点から、度会町のバスも含めた公共交通を充実させていくことが求められると思いますが、私が前回、質問させていただいたときの答弁で、まず、町民のニーズの把握を行うという趣旨のお答えをいただきましたけれども、その後どうなったのか。

そして、それは実際どのような計画で実地されるのか。

また、現時点で町は町民ニーズとはどのようなものと捉えているのか。お伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 町公共交通については、過去からの住民の皆さん、特に、高齢者の方々から御意見をいただいているところであります。

現在、関係各課一丸となりまして、来年度早々の公共交通アンケート実施に向け、協議・調整を進めております。

アンケートからニーズを把握し、公共交通・交通弱者対策に長けた専門機関に研究、また、支援を求めることで、町に適した公共交通を展開していきたいと考えております。アンケート自体に、対象者の範囲、質問内容、回答精査など、課題はありますが、最善最速のもと進めてまいりますので、議員の皆様方におかれましても、地域住民の声を届けてもらうことをお願いし、回答といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 町長から答弁いただきましたが、高齢者の免許返納後の移動手段としてのバスの必要性、医療機関への移動や買い物的手段、そして、町外の高校に通う子供たちの視点。これらどれをとっても大切な視点であり、このニーズに対応していかなければならないと思います。

関係機関への働きも含めて、粘り強い対応をお願いしたいんですけれども、先日、委員会のほうでも私自身いろいろとお聞きしましたがけれども、なかなか公共交通者会議におきましても、三重交通さんを初め、一筋縄ではなかなかいかないということも当然、僕の中では理解しておりますし、また、度会町としての地形的な問題も当然ございますので、そういったことを本当に難しいことかなという認識も、当然ありますけれども、やはり小川から一之瀬にかけての町民の皆さんの声を聞きますと、やはり病院に行くにしましても、買い物いくにしましても、本当に不便だと。何よりも、バス停までが遠いという地域がやっぱり多々ありますので、そういう空

白地を埋めるやり方として、ぜひとも早急に何か手を打っていただきたいと。まずは、町長が言われるように、アンケートが一番効果的ではあるかなと、その中で、ニーズを対応していかなければならないと思いますので、そういう意味でも、本当に大事な、そういうニーズ調査になると思います。その辺、本当に大いに期待していきたいと思いますけれども、次の質問に入らせていただきたいと思います。

それに関連しまして、子供たちの親からよく聞かされるバスの運行について、質問をさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、通勤・通学、医療や介護、そして、日ごろの買い物などの移動手段を確保することは、町民の最低限の生活を守っていくために必要なことだと思います。

そういう意味でも、バスの運行ルート、そして本数がどうなっているのか。これはとても重要事項だと思います。特に、町外の高校に通う学生がクラブ活動等で遅くまで練習したときに、帰りのバスがなく、家族が迎えにいかなければならないという、そういう負担が発生しているとお聞きしております。例えば、多くの家庭では、年間11万円から15万円といわれる交通機関の定期を購入しても、帰りは家族が迎えに行くことになって、片道分ほどしか定期を活用できていないのではないかと、そういうこともよくお聞きするところでございます。

結果としては、割高な定期を購入していることになろうかと思えます。度会町が学びやクラブ活動を通じての子供たちの成長に関して、条件不利な地域となってしまっただけではないと思います。三重交通さんに委託しております町負担の問題や、民間企業としての三重交通さんの考え方など、それぞれ事情はあると思いますが、私は他の地域の子供たちと同じように、勉強やクラブ活動を十分に行ってもらい、帰って来られる環境をぜひとも整備すべきだと考えます。

現在の伊勢市駅から度会方面への最終バスというのが、19時45分となっております。私の記憶では、もう少し8時台のバス、最終バスが以前は、現在よりもあったんではなかったかなというふうに思い、問い合わせしましてもなかなか、そういった記録の資料がなく、すぐにはお答えできないという返答をもらったところなんですけれども、少なくとも20年ほど前には、今よりも遅い時間帯のバスがありました。その時間帯にバスが走っておれば、今の子供が町外まで、子供を町外まで迎えにいかなくてもよくなると思いますし、せめて、以前のように最終のバス、それをもう一本遅くふやすことや、昔のほうに戻してもらおうことというのはできないのでしょうか。その辺、強い押すというのが必要になってくるかと思えますけれども、それは可能ではないのかどうか。お聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、バスの運行についてでございますが、現在、三重

交通営業路線及び町自主運行バス中川線の乗降状況を見ますと、朝・夕は、特に高校生の通学、高齢者の通院が利用の主となっているようでございます。

若宮議員さんから御質問いただきました伊勢市駅から度会町への最終バスについては、20時台のバスが過去の運行にはございましたが、乗車人数の減少により、現在は19時45分発が最終となっております。

伊勢市駅から度会町役場までは、町費の支出のない営業路線であります。最終的な判断は三重交通となると思いますが、町としても住民の声と受けとめ、要望をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 町長言われましたように、ぜひハードルは高いと思いますけれども、昔のように最終便の時間をもう少し遅い時間帯に一本ふやすという、このことは本当に子供にとっても、また、親御さんにとっても重要なことでありますので、強くご指摘いただきたい。そして、検討と取り組みをお願いしたいと思います。

今後の一つの課題である移住・定住といったことも、この交通の便がよくなれば、町外へのアクセス、または度会町に来ていただける。そういった形でいい形に結びつくとは思いますが、そういったことでも広い視野で捉えていきたいなと思います。

次に、新しい視点での度会町独自の公共交通づくりについて質問させていただきたいと思います。

先ほどからいろいろと申し上げておりますが、従来の既存のバスの運行や町営バスなどのあり方については、とても大切で、このことについても粘り強く議論していかなければならないというのは言うまでもありませんが、三重交通さんの営業路線の問題、そして関係市町などの考え方というのも影響してくるので、一気に変えられないというところは理解いたします。

それならば、思い切って町長も言われていましたように、度会町独自で新たな公共交通をつくり上げていく必要があるのではと考えます。例えば以前に議会でも例を挙げさせていただきました熊野市五郷町のNPO法人「のってこらい」や、また、松阪市飯高町の「まほろば」という福祉有償運送事業などは、地域独自の新しい取り組みでございます。ほかにも紀北町では、タクシー会社が経営悪化を理由に廃業したことから、交通の空白地を解消させるために、実証事業として有償運送事業を始めておるところでございます。

また、伊賀市でも2月初旬から住民が運行計画を立てる行政バスがスタートしました。バスの運行日数を減らして経費縮減をする一方で、住民が運行計画をつくり、利用者のニーズを把握するため、導入前に記名式の調査を行ったり、停留所以外で

も乗りおりができる制度も採用しております。

県外に目を向けますと、度会町とほぼ同じの人口であります兵庫県の豊岡市では、路線バスの廃止に対応して、コミュニティバスやスクールバスを再編統合し、市営バス「イナカー」というのを導入しました。停留所以外でも降車が可能なフリー降車も取り入れております。このフリー降車によって、住民はより自宅に近いところでおりにすることができ、市民のニーズに対応しております。

また、市の公用車を貸し出し、運転手がボランティアで構成される「チクタク」という有償運送も導入し、空白地がないように努力しておられるようです。それぞれの地域で公共交通の新たな取り組みを行っております。もちろん行政も大きな役割を担っておりますけれども、一方で、これらの地域の多くに見られるのは、やはり住民の方々や、ボランティア、NPO法人、民間企業等の意欲的な、協力的な取り組みにより実現したものでございます。

そういった意味では、度会町も踏み込んで、新しい公共交通の形をつくっていくべきだと考えておりますけれども、町長が掲げる新たな地域公共交通対策のお考えも含め、町の見解をお伺いします。

また、新たなNPO法人の設立を支援したり、事業にチャレンジするボランティア、町民などを支援していくような取り組みも必要と考えます。このことも合わせてお考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 度会町の新しい公共交通づくりについてでございます。

先の質問におきまして、アンケートからニーズを把握し、町に適した公共交通を展開をしていくと回答いたしました。

これは、せっかく予算もかけても余り使っていただけない。やはりたくさんの方が使っていただけるような公共交通にしていかなければいけないという思いからアンケートを実施するものでございます。

町に適した公共交通とは、行政が主体となる場合においては、公平・公正を基本に、地形、道路網、既存交通等、総合的な考えからなるものであって、特に、既存交通である三重交通営業路線との競合を防ぐことが、大きな制限となってまいります。主体が行政か、民間いずれかによって制限される範囲も変わってきます。例えばボランティアやNPOを含めた民間が主体となった事業につきましては、行政主体の事業より比較的取り組みやすいものと位置づけをされております。

町としては、そういった方々が公共交通事業の実施に手を挙げてくれることを期待し、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

以上で、若宮議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） いろいろと事例のほうも挙げさせていただいておりますけれども、先ほど町長言われましたように、町民の皆様、あるいは、NPO法人の方等が手を挙げていただければ、また、そういう対応もするということですので、そういったことを思い切ってやっていただきたいなど、このように思っておりますけれども、本当に、先ほども言いましたように買い物難民といわれるように、なかなか買い物にいきたくてもいけない。そして、病院に行くにしても公共交通を頼る。その中でも、空白地というのが、やはり目立つ地域でございますし、また、料金的なものも伊勢へ行って帰ってくるだけでも、相当な金額がやっぱりかかってくると思っておりますし、また、免許返納を考えていらっしゃる方もよくお伺いするんですけれども、なかなか返したくても返せないと、なかなか足がなくなるのがつらいというふうな声もよく聞きますので、ぜひとも今後の対応策に対して、早急にチャレンジしていかなければならないというふうに認識するところでございます。

人口減少の社会を克服できないと、なかなかやはりいろんなバスの運行の本数も限られてきますけれども、公共交通機関のほうに対してのその会議に対して、いろいろと度会町の考えも、どんどん状況も示していただきたいと、このように思います。

町におかれましても、ぜひ度会町の課題の解決するために、町長のお考えをもとに思い切った施策を、今後していただけるよう期待をしまして、私の質問を、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、1番 大西徹議員。

《1番 大西 徹 議員》

○1番（大西 徹） おはようございます。

濱岡議長より質問の許可をいただきましたので、中村町長に質問させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査事業について、お伺いします。

昭和26年地籍調査は開始され、全国的に見れば徐々にではありますが、実績を上げてきています。

しかし、調査がほぼ完了している都道府県がある一方で、調査が進んでいない市町も当然存在しており、度会町に至っては、三重県内29市町ある中で26番目、進捗率1.44%となっております。全国の都道府県、または各市町村ごとの進捗率のばらつきも大きくなっている状況にあります。調査が進まない要因には必要性や有効性について、ある程度理解は示しているものの、市町の財政状況が厳しい、長期にわたって財政的・人力的負担が、必要となるのではないかと。

また、地籍調査は境界の確認などに時間と手間がかかるといった要因から踏み切

れないでいる部分もあるかと思えます。従来、境界として個人間で確認されてきた杭がなくなったり、過疎化、高齢化で人証が失われてしまうと、先の代で大変苦勞する事態になってしまいます。

このため、できる範囲で早目に調査を行い、明確な境界表を残しておくことが必要かと思えます。国土調査が完了している地域のメリットとしまして、一つは明治時代作成の、いわゆる公図、旧土地台帳附属地図のことでありますが、この公図は土地の位置を知ることができますが、権利関係を明確にするものとはほど遠いものです。この公図が調査完了後に地籍図としてかわり、地積測量図で、個々の土地が世界測地系の座標値で管理されます。

二つ目は、その座標管理されている土地なので相続、売買、または分筆登記などに際しての費用負担が軽減でき、不動産取引を円滑にできます。

そして、三つ目は、昨今、私たちの身近で起きうるあってはならない大規模な災害です。予測される南海トラフ地震、気候変動によって起こる集中豪雨、台風などにより起きてしまう土砂崩れによって埋まってしまった場所でも、被災前の境界線復元作業が円滑に進められます。

ほかにもさまざまな効果は、国土調査が完了した地権者さんからもお聞きしております。あくまで国、県が主体となる事業ではありますが、度会町を通しての意見をお伺いいたします。

質問要旨としまして、2点になります。

県全体の進捗率10%、これは全国でワースト2位であり、先ほども述べましたが、同町の進捗率1.44%、公図困難地域を最優先で進めていただいているとは思いますが、現在までに法務局に送りこみされ、調査が完了されている地域、または実施途中の地域など、どの程度あるのかをお伺いしたいのが、1点。

2点目は、今後の事業取り組みについてになります。町民の方の意識調査を最優先していただき、完了の見込みや数値はひとまず度外視して、町民の財産を守り、地域をよくしていくためにも、この取り組みを進めていく必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大西議員さんの質問にお答えをいたします。

令和2年3月現在、地籍調査を行いました地域は6字の14地区で、作業面積は121ヘクタールであります。

そのうち法務局へ地籍図、地籍簿の送り込みが完了している地域が5字の9地区64ヘクタールで、全体の0.5%となっており、実施途中の地域が2字5地区57ヘクタールでございます。

今後の事業取り組みでございますが、まず、地籍調査事業の補助率についてで

ざいます。国が50%、県が25%、町が25%であります。

さらに、町の負担25%のうち20%が特別交付税により交付されますので、実質の町負担は5%となり、補助率のよい事業でございます。

また、地籍調査事業の利点としては、公共事業、災害復旧事業、土地取引等の円滑化、課税の適正化、土地に係るトラブルの未然防止等さまざまな効果が見込まれ、町としても地籍調査事業を推進しておりますが、地籍調査事業の実施には土地所有者の協力が不可欠であり、また、土地所有者への協力要請、さまざまな問題への解決相談等、区の協力なくしては実施できない事業であります。

最後になりますが、町といたしても生活圏域を中心に地籍調査事業を推進しております。

地域の皆様方や議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたしまして、大西議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大西徹議員。

○1番（大西 徹） 町長の国土調査に対するお気持ちを聞かせいただきました。ありがとうございました。

今の測量ノウハウであれば、GPSや、現在、津市などで実践中の道路簿を駆使してより高い精度の成果をおさめることが可能になってきています。この調査は、町長言われたように各地区からの要望が上がり、区長さんを初め、地域全体でまもらなければ進まない部分もあるかと思えます。積極的に取り組んでいくためにも、行政が協力していただければ協力いただき、町民の方々にとってよい方向に進めていただきますよう、お願いします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大西徹議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時48分休憩）

（10時0分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） 4番議員、長谷川でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思えます。

現在は、コロナも三重県で7名というようなことで、大変な時期にありますが、町長さんには引き続き頑張ってください、若宮議員がおっしゃいましたように、度会町からはコロナが出ないような態勢をとっていただきたいと考えております。

それでは、質問をさせていただきたいんですが、まず、1点目は、大規模発電事業に対する町としての考え方。町長の考え方についてお聞きしたいと思います。

去年、風力発電が開始されて、また、太陽光発電もかなり進んできているという状況がありますが、最近になりまして、また度会町南中村地域におきまして、風況ポールの設置がなされております。聞きますと、風況ポールから約一年半ぐらいで経過が出るというようなことで聞いております。

そんな中で、中村におきましては、前回風力発電のころになるんですが、かなり地元でいろいろと物議を醸して、住民の間でもいろんな感情的ないきさつが出たように聞いておりますが、そういう中で、今回また風況ポールの設置があるということでございまして、最近もまた地元ではかなり不安やら、どうなるんやろうとか。いろんな意見が出てきておりますので、改めまして、町として、仮に地元住民が今後、前回の風力発電のころのように、反対だというような意見が、地元としてまとまった場合、ぽつぽつと出るんじゃないかと、地元としての意向として反対というような方向になったときに、九電工とジェイパワーが一緒になって進めてみえると思うんですが、それから事業申請がなされた場合、当然、県としての認可はまだだと思うんですが、その前に風況ポールの設置について町に出されると思います。そういうときに、町としてどのような考え方で、どのような対応をされるのか。地元が反対、賛成かというのであれば問題ないと思うんですが、反対だというときのときに、それでの事業申請がなされたときにどのような対応等をされるか。お考えを確認したいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

風力発電計画にかかる南中村地内での風況観測塔の設置につきましては、地権者及び関係機関の同意を得て、ことし3月から来年6月まで、風況を調査するために設置されるものと聞いております。

御質問の町の対応につきましては、現在町内で建設されている大規模再生可能エネルギー事業は、いずれも地元同意があった上、区同意があった上で、各種許認可を経て事業者が行っているものでございます。

度会町といたしましては、以前から申し上げておりますように、開発と保全のバランスを考慮しつつ、区の同意が得られない場合は、町として推進するものではありません。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。今の町長の御発言のとおり、町としての公式にやはり地元での賛同が得られない場合は進めないということを確認させ

いただきまして、私の1番の質問を終わらせていただきます。

二つ目でございますが、12月定例会でも、私、質問をさせていただいて御回答をいただいておりますわけですが、いわゆる高齢者の社会参加の場を広めるために、あときはシルバー人材センターを設置してはどうかという質問をさせていただいたんですが、それに対しまして、町長としましては、当面、現在、社協のほうで活動しておりますお助け隊をもって、これを強化を図って、高齢者の社会参画の場を広げていきたいと。その進捗度合いを見ながら、将来は、シルバー人材センターも検討にはしていきたいというような御回答をいただいたかと思うんですが、今現在、どのような進捗状況になっているか。確認をさせていただきたいと思っております。

脱線でございますが、今回の議会、定例会におきまして提案されております予算の中には、その部分に関する措置はされていないように、私としては思いましたので、いまだ作業が進んでいないのかなというふうには感じておるわけですが、できれば、できるだけ早い機会に、社会参画の場を設けていただければというように考えておりますので、改めて、御質問をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

12月以降の検討内容でございますが、4回ほど社会福祉協議会との打ち合わせ会議をもちまして、12月議会で長谷川議員さんからいただいた御意見も共有し、まずは、将来的な施策検討のためにも、シルバー人材センターについて理解を深め、知識習得のために、令和2年度は、その勉強を進めていくことといたしました。

また、現状のお助け隊員の活動強化のために、現在の活動内容についての再確認と、隊員をふやすために、町民の皆様への周知、また、隊員の意識の統合と醸成を図るための方策等についても協議をいたしました。

また、取り組みの一つといたしまして、隊員の増員については、今年度実施のシニアリーダー養成講座の受講者に働きかけを行いました。ほかには、社会福祉協議会にて3月5日発行の社会福祉協議会たよりに隊員の募集と活動内容を掲載いたしております。

今後も引き続き、社会福祉協議会の方で、この広報誌に大きく取り上げる等にて、お助け隊の周知啓発を行い、あわせて町といたしましても、各種の集いの場等を活用してお助け隊のPRを進めていく予定でおります。

お助け隊の活動につきましては、高齢者の皆様方の生活を支える地域福祉活動として、重要な社会資源であると考えます。

今後も、社会福祉協議会と協働で、お助け隊活動が身近に利用できる社会資源となるよう支援をしてまいりたいと考えております。

以上で、長谷川議員さんへの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。進めていただいておりますということで安心しておりますが、ただ、一点だけお願いなんです、私もお助け隊の内容を見せていただいたんですが、やはり隊員の募集をするにしても、利用する方は、あの内容でも助かるのかなと思っておりますが、参加される隊員の方の活動として、これは社会福祉という意味では、あれでいいのかもわかりませんが、例えば、時間どれだけとか、作業内容とか、特に単価につきましてもお助け隊で働いてみえる方に聞きますと、例えば草刈りをして、行ってジュース飲んで、ガソリン入れてジュース飲んだら終わりなんやというようなことで、ほとんどボランティアという考え方で、あの隊ができています。こんな難しいところはわかりませんが、例えば働かれる隊員の方が、やはり最低でも時間当たり幾らというようになっていますし、一般的に農作業をされたら、時間に1,000円程度は払う、お支払いをされたほうが参加者も募れるのかなと思うんです。

ただ、利用者は逆に負担が多くなる。その部分を何とか行政のほうでも社会福祉協議会のほうに補助をしていただいで、対応は隊員でリワードされる働きがある。利用者は利用者で今のような安いといいますか、利用しやすい価格で利用できるというようなことを、何とか考えていただけないかなと。でないと、単に幾ら募集しても、今の隊員の方がおっしゃるように、行って帰ってきたら終わりでジュースとかありがたいただけなんやなというような、そういう気持ちのほとんどがボランティアということでは、やはり隊員の強化も図れないのかなというように考えておりますので、できましたらそういうことも含めて、もう少し活動が広げられるように、また、利用者も利用しやすいように、徹底を図りながら、経済的な面でも何とか施策を講じていただければ、もう少しこの輪が広がるのかなというように、私なりに考えておりますので、改めまして、もう少し御検討いただければというように考えておりますので、これもお願いでございますので、御回答いただかなくて結構ですので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審議結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬 勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 令和2年度度会町一般会計予算、議案第8号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第4号）以上、2議案について、教育長並びに関係課長、事務局長、室長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井 仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第2号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第4号 令和2年度度会町介護保険特別会計予算、議案第6号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第10号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第11号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 度会町監査の執行に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第20号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について以上、15議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮 淳也議員。

○産業教育常任委員長(若宮 淳也) 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第5号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 令和2年度度会町水道事業会計予算、議案第16号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例について以上、3議案につきまして、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長(濱岡 裕之) ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論(議案第1号～議案第20号)

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第20号についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第20号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第1号～議案第20号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第20号についてを採決いたします。

議案第1号 令和2年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和2年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和2年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和2年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和2年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和元年度度会町一般会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和元年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和元年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 令和元年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町監査の執行に関する条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町分担金徴収条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

以上、議案第1号から議案第20号までの20議案は、全て原案どおり可決されました。

◎度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理補充員の選挙

日程第5 任期満了による度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、下里幸彦君、西川洋治君、中井克利君、黒井信之君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方に選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、下里幸彦君、西川洋治君、中井克利君、黒井信之君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、亀田正登君、西井諭君、高橋伸雄君、坂本裕君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方に選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、亀田正登君、西井諭君、高橋伸雄君、坂本裕君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。暫時、休憩をいたします。

(10時32分休憩)

(10時36分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第1号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日、議員提出されました発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明（発議第1号）

追加日程第2 それでは、発議第1号に対して、提出議員より提案理由の説明を求めます。

11番 中森慰議員。

○11番（中森 慰） 発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提出について、地方自治法第112条及び度会町議会会議規則第14条第2項の規定により、これを提出いたします。

令和2年3月13日

度会町議会議長 濱岡裕之様

提出者 度会町議会議員 中森 慰

賛成者 度会町議会議員 大西 徹

同じく 大野 原徳

同じく 中西 久博

同じく 長谷川多一

同じく 貞森 義和

提出理由といたしまして、行政組織の改編に伴い、常任委員会が所管する課名に変更が生じたため、当該条例の一部を改正いたしたい。

これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第1号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号に対する質疑を行

います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

発議第1号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論(発議第1号)

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

◎採決(発議第1号)

追加日程第5 これより発議第1号についてを採決いたします。

発議第1号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成多数であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和2年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時41分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員